

埼玉県訓令第四号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「県民共生局長」の下に「、こども政策局長」を加え、「少子化対策局長」を削り、「部の政策幹」の下に「、北部拠点政策幹」を加え、「医療政策幹、ワクチン対策幹」を削り、同項第六号中「部の政策幹」の下に「、北部拠点政策幹」を加え、「、医療政策幹、ワクチン対策幹」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。